

第1章 はじめに

1 プラン策定の背景

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障がい者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な者に対する支援の重要性が防災対策上喫緊の課題となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約2倍に上った。また、民生委員児童委員などの多数の支援者も犠牲となった。

こうした中、国は東日本大震災の教訓を踏まえた平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務化した。さらに、近年の災害においても高齢者や障がい者等が犠牲になっており、令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下で高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたところである。

本プランは、これらの法改正を踏まえ、大規模災害時の実情と課題を鑑み、災害時に避難支援を必要とする人々の命を守るため、平成22年に策定した「廿日市市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」の趣旨を引き継ぐとともに、名簿を活用した避難行動に係る支援体制やその方法等について、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、令和3年5月改正）」（以下、「取組指針」という。）を基に、本市における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援対策について定めたものである。

2 プランの目的

本プランは、要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、要支援者への避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報伝達手段・体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

3 プランの位置付け

本プランは、取組指針に基づき、本市の要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を具体的に定めたものであり、廿日市市地域防災計画の下位計画として位置付ける。

4 プランの構成

本プランでは、まず要支援者の避難支援体制整備の全体像を把握するため、目的や対象とする要支援者の範囲、収集する要支援者情報及び個人情報の取扱方針など、要支援者に関する基本的な考え方を「全体計画」として定める。

「全体計画」を踏まえ、要支援者について、「誰が、誰を、どこに避難支援する」という要支援者の避難に関する詳細の計画を「個別避難計画（個別計画）」とし、全体計画においては、作成、活用、更新等、基本的事項のみ定める。

5 本プランで想定する災害

一定の状況予測が可能で避難の時間的余裕がある災害や、予測が困難で避難の時間的余裕がない災害等、すべての災害を想定する。